

(目的)

第1条 この規定は、学校法人常翔学園(以下「学園」という)が設置する大阪工業大学、摂南大学および広島国際大学(以下「大学」という)における受託研究員、客員研究員、招聘研究員および特定研究員(以下、総称して「研究員」という)の取扱いに関する基本的事項を定める。

(定義)

第2条 「受託研究員」とは、特定の専門事項について研究することを目的として、教育研究機関、官公庁、企業、各種団体等(以下、「学外研究機関」という)から学外研究機関に在籍のまま、もしくは学外研究機関の保証のもとに大学に派遣され、指導を担当する専任教員(以下、「指導教員」という)からの申請に基づき大学がその受入れを許可した者をいう。受託研究員として受入資格は、大学の教育職員と同等以上の資格を有する者、もしくは大学において研究能力があると認められた者とする。

2 「客員研究員」とは、学外研究機関に所属している専任の教職員、研究員および技師で、大学との交流協定等の契約に基づいて大学に派遣され、大学がその受入れを許可した者をいう。

3 「招聘研究員」とは、特定の専門事項について高度の学術研究を行うこと、あるいは意見交換等を行うことを目的として学外研究機関からの推薦に基づき、大学が招聘した者をいう。

4 「特定研究員」とは、独立行政法人日本学術振興会の科学研究費助成事業(特別研究員事業や外国人研究者招聘事業を含む)等により学外機関からの財政的支援を受け、専ら研究活動に従事することを目的として大学でその受入れを許可した者をいう。受入大学の大学院生および学部学生を特定研究員とすることはできない。

5 「審議機関」とは、研究員を受け入れる学部の教授会または研究科の研究科委員会とするが、大学の附属研究所等での受入れについては同研究所等の運営を審議する機関とすることができる。

(受入れ等の手続)

第3条 受託研究員の受入れは、指導教員からの申請に基づき、学長が審議機関に諮り、これを許可する。

2 前項の申請は、指導教員が、原則として研究開始希望日の2カ月前までに、つぎの書類を添えて、学長に願い出なければならない。

イ 派遣機関の長からの推薦状またはこれに代わるもの

ロ 願書(大学所定のもの)

ハ 履歴書

ニ 写真一枚

ホ 外国人登録証またはパスポートの写し(外国人の場合のみ)

3 客員研究員の受入れは、学長が審議機関に諮り、これを許可する。

4 招聘研究員の招聘は、学長が審議機関に諮り、これを許可する。

5 特定研究員の受入れは、学外機関からの財政的支援内容が特定されていることを条件とし、学長が審議機関に諮り、これを許可する。学外機関からの財政的支援の採否が決定していない場合でも受入れの許可を行うことを妨げないが、学外機関において財政的支援の不実施が決定なされた時点で、第13条ホ号の適用により許可を取り消すものとするほか、条件付き許可とすることができる。

(研究等の期間)

第4条 受託研究員の研究期間は、原則として3カ月以上1年以内とする。

2 前項の期間について、さらに研究を継続する必要がある場合、あるいはその他特別な理由のある場合には、学長は指導教員の申請に基づき審議機関の議を経て延長を認めることができる。なお、延長は1年間以内とする。ただし再延長を妨げない。

3 客員研究員の受入れ期間は、申請に基づきその都度学長が審議機関に諮り、決定する。

4 招聘研究員の招聘期間は、その都度学長が審議機関に諮り、決定する。

5 特定研究員の受入期間は、その研究活動に対する外部機関の財政的支援の交付期間内とし、その都

度学長が審議機関に諮り、決定する。

(受託研究員の指導教員の責務)

第5条 受託研究員を受け入れた指導教員は、受託研究員が大学で研究活動を行うことにおいて、全責任を持つものとする。

(客員研究員、招聘研究員および特定研究員の受入担当教員)

第6条 客員研究員、招聘研究員および特定研究員について必要と認めるときは、学長は審議機関の議を経て当該研究員の大学滞在中の世話役となる専任教員を指名することができる。

(研究料)

第7条 受託研究員は、受託研究員研究料納入内規に定める研究料を指定された期日内に納入しなければならない。納入完了者には受託研究員証を交付する。

2 前項のほか、研究に特別の経費を要する場合は、これを受託研究員から徴収することがある。この場合の徴収額については、受託研究員研究料納入内規に定める。

3 すでに納入した研究料は、これを返戻しない。

4 客員研究員および特定研究員の研究料は、原則として無料とする。

(待遇)

第8条 研究員は、各施設管理責任者の許可を得て、大学および学園の施設・設備を利用することができる。

2 研究員の研究活動における災害または通勤による災害に対する補償は行わない。

3 研究員は、研究活動における災害または通勤による災害に遭遇した場合に、自己の身体保護のための保険に加入していることが望ましい。

4 研究員には、給与を支給しないものとし、研究活動に必要な研究費および旅費、宿泊費、その他滞在中に必要な生活費等はすべて本人が負担するものとする。

5 前項の規定にかかわらず、招聘研究員には、本人が負担する費用についてその一部または全部を支給することができる。

(知的財産の取扱い)

第9条 研究員の行った研究活動により生じた知的財産の取扱いは、その知的財産が研究期間終了後になされたものであっても、当該研究員ならびにそれらを派遣した学外研究機関との協議により決定する。

(秘密保持)

第10条 研究員は、研究期間中に既に公知である情報または正当な理由により責任を免除される場合を除き、研究員として在籍して知り得た一切の情報を秘密として扱い、他に開示してはならない。

2 研究員は、研究期間中および終了後5年間、秘密保持の義務を負うものとする。

(研究報告書)

第11条 受託研究員および客員研究員は、研究期間終了日までに大学所定の研究報告書を学長に提出しなければならない。

(諸規定の遵守)

第12条 研究員は、研究活動に際し大学の諸施設を利用する場合には、大学の指導教員または受入れ担当教員の指示のもと、この規定のほか学校法人常翔学園の諸規定を遵守しなければならない。

(研究許可の取り消し)

第13条 研究員が、つぎの各号のいずれかに該当する場合には、学長は、大学での研究活動を停止させ、または第3条の決定を取り消すことができる

イ 大学の指示に従わなかったとき

ロ 研究員としての資質を欠き、研究等に適しないと認められたとき

ハ 疾病等のため研究等に従事できないと認められたとき

ニ 重大な違法行為があったとき

ホ 特定研究員においては、その研究活動に対する外部機関の財政的支援が受けられなくなったとき

ヘ その他前各号に相当する特別な理由があるとき

(復元または弁償)

第14条 研究員は、故意または重大な過失により大学の施設・設備等を滅失、損傷または汚損したとき、学園の定めるところにより速やかに原状に復し、または損害額を弁償しなければならない。

(入国手続等)

第15条 入国査証等に関する手続が必要な場合は、受託研究員、客員研究員および特定研究員を志願する者の責任において行うものとする。ただし、学長は、特に必要と認めた場合、入国査証に必要な身元保証をすることができる。

(共同研究における研究員の受入れ)

第16条 共同研究の実施において共同研究先から研究員を受け入れる場合は、学校法人常翔学園共同研究取扱規定を適用する。

(受託研修員の受入れ)

第17条 特定の専門事項について研修することを目的として、学外研究機関から学外研究機関に在籍のまま、もしくは学外研究機関の保証のもとに大学に派遣され、指導教員からの申請に基づき大学がその受入れを許可した者(以下「受託研修員」という)は、受託研究員の上に適用される条項を準用して適用する。

2 受託研修員として受入れることができる者は、大学において、目的とする研修を行うに足りる学力および研修能力があると認めた者とする。

(事務の取扱い)

第18条 この規定に関する事務の取扱部署は、つぎのとおりとする。

区分	取扱部署
大阪工業大学	学長室研究支援社会連携推進課
摂南大学	研究支援・社会連携センター
広島国際大学	研究支援・社会連携センター

(規定の改廃)

第19条 この規定の改廃は、各学長の意見を聴いて、理事長が行う。

付 則

1 この規定は、2012年4月1日から施行する。

2 昭和61年3月26日制定の大阪工業大学外国人客員研究員(Visiting Scholar)規定、1994年2月28日制定の摂南大学外国人客員研究員(Visiting Scholar)規定および2003年4月1日制定の広島国際大学外国人客員研究員(Visiting Scholar)規定ならびに昭和61年3月26日制定の大阪工業大学国内研究員規定、2000年1月31日制定の摂南大学国内研究員規定ならびに2003年4月1日制定の広島国際大学国内研究員規定は廃止する。

3 この改正規定は、2023年4月1日から施行する。